

第一章 火薬類に関する事業

第1 火薬類の製造

- 1 火薬類の製造の業を営もうとする者（以下「製造業者」という。）は、製造所ごとに経済産業大臣（以下「大臣」という。）の許可を受けなければならない。（法第3条、規則第2条）

ただし、信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造する場合は、製造所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）の許可を受けることになる。（令第16条）

【許可の基準】法第7条各号

【様式第一：施行規則】火薬類製造営業許可申請書

【添付書類】事業計画書、危害予防計画書、定款の写し（法人のみ）

【申請手数料】220,000円

- 2 製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事又は製造する火薬類の種類等を変更する場合は、大臣又は知事の許可を受けなければならない。（法第10条）

【様式第四：施行規則】火薬類製造施設等変更許可申請書

【添付書類】変更概要を記載した書面

- 3 火薬類の製造施設の設置工事（変更の工事を含む。）をした場合には、知事が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用してはならない。（法第15条）

【様式第一四：施行規則】完成検査申請書

【申請手数料】41,000円

- 4 製造業者は、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を大臣又は知事に届け出なければならない。（法第16条第1項）

【参考様式1】火薬類製造（販売）営業廃止届書